

開 催 日 令和8年7月29日

開 催 地 呉 市

第4号議案

第95回 日本水道協会中国四国地方支部総会

会 員 提 出 問 題

公益社団法人日本水道協会
中国四国地方支部

目 次

(起 債 関 係)

- 1 公的資金補償金免除繰上償還制度等の復活及び利子補給制度の創設
について 1
(山口県支部・徳島県支部)
- 2 過疎地域における水道事業への過疎対策事業債の適用について 2
(徳島県支部)

(補 助 関 係 ・ 繰 出 関 係)

- 3 水道施設の耐震化等に対する財政支援等について 3
(広島県支部・岡山県支部・山口県支部・鳥取県支部・
島根県支部・香川県支部・愛媛県支部・高知県支部)
- 4 ダム改良事業に対する利水事業者への補助の創設について 5
(鳥取県支部・島根県支部・愛媛県支部)
- 5 簡易水道事業統合後の水道事業に対する財政支援について 6
(島根県支部)
- 6 水道事業における電気料金に係る財政支援について 7
(広島県支部)
- 7 水道施設の更新・再構築事業に対する財政支援について 8
(山口県支部・愛媛県支部)
- 8 広域化事業に対する財政支援について 9
(広島県支部・香川県支部)
- 9 鉛製給水管の解消に関する財政支援について 10
(岡山県支部)
- 10 スマートメーター導入に対する財政支援の拡充について 11
(岡山県支部)
- 11 二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金の活用促進について 12
(山口県支部)
- 12 水道管路の点検に対する財政支援等について 13
(愛媛県支部)

(そ の 他)

13	地下水利用等による専用水道に係る法整備及び対応について	14
	(島根県支部)	
14	塗膜に含まれる低濃度ポリ塩化ビフェニル (P C B) 廃棄物の処理等 について	15
	(島根県支部)	
15	管路施設の耐用年数の見直しについて	16
	(島根県支部)	
16	管路更新に伴う残置管の取扱いについて	17
	(鳥取県支部)	
17	中東情勢の影響を踏まえた資機材等の調達に対する支援等について ..	18
	(島根県支部)	

番号	提 出 問 題	備 考
1	公的資金補償金免除繰上償還制度等の復活及び利子補給制度の創設について (山口県支部・徳島県支部) (理 由) 水道事業においては、給水区域の拡張及び老朽施設の整備・更新に多額の資金が必要なことから、企業債を主な財源として事業を行ってきたところである。また、近年、人口減少や節水意識の定着等により、料金収入が減少傾向となる中で、元利償還金が水道事業体にとって大きな負担となっている。 こうした中、繰上償還については、政府資金は平成19年度から3年間、旧公営企業金融公庫資金は平成19年度から2年間、一定の経営改革を実施する地方公営企業を対象に補償金を免除する特例措置が講じられた。さらに、平成22年度から平成24年度の3年間についても制度の継続がなされ、財政上の負担軽減につながる非常に有用な制度であった。 また、企業債の借入れにおいて、公的資金と民間等資金の利率に差異があり、民間等資金の方が高水準となることもあるため、当該資金に割り当てられた場合に利払負担が大きな負担となることが考えられる。 よって、水道事業の経営基盤の強化を図るため、次の事項を国に対して強く要望する。 (1) 公的資金補償金免除繰上償還制度及び公営企業借換債制度を復活すること。 (2) 制度の復活に当たっては、次のとおり要件を緩和すること。 ① 許可要件となっている資本費、将来負担比率等の要件を緩和する。 ② 年利5%未満の企業債についても対象とする。 (3) 公的資金と民間等資金の利率差を補填する利子補給制度を創設すること。	

番号	提 出 問 題	備 考
2	過疎地域における水道事業への過疎対策事業債の適用について (徳島県支部) (理 由) 近い将来、南海トラフを震源とする大規模地震が高い確率で発生すると予測されているほか、気候変動の影響により台風やゲリラ豪雨など自然災害の脅威が増大している。一方で、水道事業においては、耐用年数を超過した水道施設や水道管路が各地に点在し、その脆弱性が指摘されている。 こうした中、各事業体では老朽施設の更新を計画的に進めているものの、企業債の借入額、国費等の補助率並びに料金収入及び給水人口の減少などを総合的に勘案すると、更新を加速的に推進できる状況ではない。特に過疎地域においては、財政基盤が脆弱であることから、事業の実施に大きな制約が生じている。 また、公営企業債の対象となる簡易水道施設及び簡易水道であった水道施設については、50%の過疎対策事業債の充当が可能であるが、水道事業については適用が認められておらず、企業債に依存せざるを得ない状況である。 よって、過疎地域においても安定した水道サービスを確保するため、次の事項を国に対して強く要望する。 (1) 過疎対策事業債の適用について、簡易水道施設等に限定することなく、水道事業における過疎地域の水道施設にも対象を拡大すること。	

番号	提 出 問 題	備 考
3	水道施設の耐震化等に対する財政支援等について (広島県支部・岡山県支部・山口県支部・鳥取県支部・島根県支部・香川県支部・愛媛県支部・高知県支部) (理 由) 我が国の水道は、日常生活や都市活動に欠くことのできないライフラインであり、水道事業者は、平時はもとより地震等の災害時においても、飲料水等生活に必要な最低限の水を供給することが求められている。 こうした中、令和6年能登半島地震では水道施設にも甚大な被害が発生し、断水が広範囲に及び長期化したことや、今後高い確率で発生が予測される南海トラフ巨大地震等を鑑みると、基幹管路はもとより浄水場等の老朽化した施設の耐震化は喫緊の課題となっている。また、令和6年9月には「上下水道耐震化計画」が、さらに令和7年6月には「铸铁管更新計画」の策定が要請されるなど、水道事業者にはより一層の耐震化及び老朽化対策の推進が求められている。 しかし、こうした老朽施設の更新や災害対策には多額の事業費が必要であり、さらには資材価格・労務費の上昇によりその事業費が増大している一方で、水需要の減少に伴い水道料金収入が減少傾向となる中で、これらの事業を着実に推進していくためには、国の持続的かつ安定的な財政支援が不可欠である。 こうした中、国においては水道システムの急所となる施設の耐震化や重要管路の更新を支援する新たな制度が創設されるなど、支援の拡充が進んでいる。しかし、水道総合地震対策事業では上下水道の同時着手が採択要件とされている一方、両事業は管路の老朽化の状況や整備の優先度が異なるため、制度の活用が限定的となっている。また、重要管路の更新に係る制度では、大口径管路や緊急輸送道路下の管路等に対象が限定され、中小規模事業体では該当箇所が少ないなど、事業体の規模によっては活用が難しい面がある。 よって、将来にわたって水道の安定供給を持続していくため、次の事項を国に対して強く要望する。 (1) 防災・安全交付金の全事項において、要件の緩和及び交付率の大幅な引上げを図るとともに、要望額に対して十分な交付が行われること。特に次の事項について強く要望する。 ① 水道総合地震対策事業の交付対象事業の拡充を図るとともに、上下	

水道事業それぞれの固有の課題を踏まえ、各事業の進捗や地域の実情に合わせた柔軟な制度運営を確立し、交付率を下水道事業と同程度（１／２）まで引き上げること。

② 基幹水道構造物の耐震化事業において、交付対象事業の拡大を図るとともに、算定基準を見直すこと。

③ 水道管路強靱化推進事業において、漏水リスクが高い管路は、口径や緊急輸送道路下等の埋設箇所を問わず交付対象とすること。

④ 水道管路緊急改善事業において、基幹管路に加え配水支管を交付対象とし、水道料金等に係る採択基準を緩和又は撤廃するとともに、交付率を従来水準（１／３）に引き戻すこと。

(2) 水道水源開発等施設整備費補助の重要水道管路更新事業において、漏水リスクが高い管路は、口径や緊急輸送道路下等の埋設箇所を問わず補助対象とすること。

(3) 水道事業者による適切な予算執行を行うため、国費における当初予算と補正予算の配分の見直しを行い、当初予算の割合を増やすこと。

番号	提 出 問 題	備 考
4	ダム改良事業に対する利水事業者への補助の創設について (鳥取県支部・島根県支部・愛媛県支部) (理 由) 近年、激甚化する自然災害に対し、治水機能強化を図るため、多目的ダムのダム改良事業費については大幅に増加している状況であり、その事業費は国及び都道府県の治水事業者のほか、利水事業者も負担率に応じて一部を負担している。 そのような中、国の治水事業者は国費負担、都道府県の治水事業者には負担の一部が国の補助対象となるものの、利水事業者の負担金については、国からの財政支援を全く受けられない状況であり、高額な費用負担を強いられ、事業を圧迫している。 水道水の需要は、節水意識の定着や各種節水機器の普及、大口需要家の専用水道への切替えなどから減少傾向にある一方で、高度経済成長期の急速な水需要に対処するために建設された水道施設の大量更新に迫られ、水道事業体は多額の事業費を必要としている。 よって、今後も健全な水道事業を運営し、清浄にして豊富低廉な水を安定して供給するため、次の事項を国に対して強く要望する。 (1) ダム改良事業に対する利水事業者への補助制度を早急に創設すること。 (2) ダム改良事業のうち、治水機能強化に係る事業の費用は治水事業者が負担すること。	

番号	提 出 問 題	備 考
5	簡易水道事業統合後の水道事業に対する財政支援について (島根県支部) (理 由) 簡易水道事業は、経営基盤が脆弱で独立採算が困難であるため、国の方針に基づき、上水道への統合を行っているが、統合後も引き続き施設整備や老朽施設の更新などを推進していく必要があることから、水道事業経営にとって大きな負担となっている。 よって、簡易水道と上水道を統合した後も安定した事業運営を継続するため、次の事項を国に対して強く要望する。 (1) 上水道と統合した旧簡易水道施設等について、水道施設整備費（生活基盤近代化事業）の補助率を大幅に引き上げるとともに、補助対象事業を拡充すること。 (2) 上水道事業と統合した統合前の旧簡易水道事業債の元利償還金繰出金に係る交付税措置について、臨時措置分も含めて統合後6年目以降も減額することなく継続し、従前の交付税の水準を将来にわたって維持すること。 (3) 旧簡易水道事業区域で実施する建設改良事業に充てる企業債の元利償還金の2分の1が公営企業繰出金の対象となっているが、この繰出しに対する財源は一般財源と特別交付税であり、設置自治体の財政負担の増大が懸念されることから、負担軽減のための更なる制度改善を行うこと。	

番号	提 出 問 題	備 考
6	水道事業における電気料金に係る財政支援について (広島県支部) (理 由) 水道事業は、市民生活や企業の経済活動等を支えるライフラインとして重要な役割を担っており、安定的に事業を運営していく必要がある。一方で、導・送・配水施設におけるポンプの使用や浄水処理等の過程において多大な電力を要することから、エネルギー価格の影響を受けやすい事業形態となっている。 昨今のエネルギー価格の急騰が水道事業経営に及ぼす影響は極めて大きく、高効率機器の導入や効率的な水運用など省エネルギーに努めているが、水道事業者の自助努力にはおのずと限界があると考えられる。 令和7年度においては物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金が拡充され、国からは水道事業者等が負担する電力価格高騰分に活用可能となる見込みとの事務連絡が発せられたものの、推奨事業メニューの対象として明記されていない。 また、電気料金に係る財政支援は、「電気・ガス価格激変緩和対策事業」などにより実施され、直近では「強い経済」を実現する総合経済対策」に基づく「電気・ガス料金負担軽減支援事業」により令和8年1月から3月使用分に対し実施されたところであるが、継続的な支援となっていない。 加えて、現在の国の総合経済対策では、大規模な電力需要を持つ取水場等が必要とする特別高圧契約は対象となっていない。 よって、次の事項を国に対して強く要望する。 (1) 重点支援地方交付金について、電気料金高騰対策の実施に当たっては、推奨事業メニューの対象として明記し、水道事業者へ直接交付するなど、水道事業者が確実に財政支援を受けられるよう改善を図ること。 (2) 今後も電気料金の状況を踏まえ、現行と同様あるいはそれ以上の支援策を継続すること。 (3) 水道事業者が電力会社等と契約している特別高圧を含む全ての契約を支援策の対象とすること。	

番号	提 出 問 題	備 考
7	水道施設の更新・再構築事業に対する財政支援について (山口県支部・愛媛県支部) (理 由) 水道事業者は、これまで増加する水需要に対応し、安全で安定した水道水の供給を確保するため、施設能力の増強及び基幹施設の整備を進めてきた。これら施設は建設後相当年数を経過し、老朽化が進んでいることから、その多くが更新の時期を迎えている。 こうした中、近年、各地で管路の老朽化が原因とみられる漏水や道路陥没等が発生しており、このような事故を未然に防止するため、着実に老朽施設を更新していく必要がある。 また、更新・再構築に当たっては、人口減少等による水需要の減少を踏まえた施設規模の適正化、地震等の自然災害に対して強靱な水道施設の整備等が求められている。 これら課題等の対応を踏まえた施設の更新・再構築事業は、莫大な事業費を要する一方で、直接料金収入の増加につながらないため、その資金を水道事業者が独自で負担することは、資材価格・労務費も上昇が見込まれる中で極めて困難な状況となっている。 さらに、廃止する水道施設の撤去には莫大な費用を要し、水道事業を圧迫している状況にあるほか、廃止した水道施設自体も老朽化し、安全管理の面でも問題が発生している。 しかしながら、現行の国庫補助制度や地方公営企業繰出制度では十分な支援が受けられず、計画的に事業を進めることが困難な状況にある。 よって、将来にわたって水道の安定供給を持続していくため、次の事項を国に対して強く要望する。 (1) 水道施設の更新・再構築及び廃止施設の撤去事業に対する財政支援制度を創設すること。	

番号	提 出 問 題	備 考
8	広域化事業に対する財政支援について (広島県支部・香川県支部) (理 由) 広域化を進める事業体では、防災・安全交付金の水道事業運営基盤強化推進事業を活用し、施設の再編整備や業務効率化を計画的に推進しているところである。 しかしながら、昨今の資材価格・労務費の上昇や、想定を上回る人口減少による給水収益の減少等により経営環境が急速に悪化し、一部事業を後年度に後ろ倒しせざるを得ない状況が生じている。 よって、広域化の効果を十分に発揮し、計画的な施設整備を継続するため、次の事項を国に対して強く要望する。 (1) 防災・安全交付金の水道事業運営基盤強化推進事業について、次の事項を実現すること。 ① 広域化事業について、10年間とされている時限措置を延長すること。 ② 運営基盤強化等事業について、広域化事業費の総額を上限とする要件を緩和すること。	

番号	提 出 問 題	備 考
9	鉛製給水管の解消に関する財政支援について (岡山県支部) (理 由) 鉛製給水管による慢性毒性は広く知られており、平成15年より鉛製給水管減少の取組を国で推し進めてきたが、近年減少のペースが鈍化している。 このような状況を受け、国土交通省では、有識者による検討を重ね、再度、鉛製給水管の解消に向けた取組を強化するとの方針を打ち出している。 しかしながら、現状では鉛製給水管の解消に対する国庫補助がなく、別配管への更新・取替が十分に進んでいる状況ではない。 よって、鉛製給水管の解消を加速化するため、次の事項を国に対して強く要望する。 (1) 鉛製給水管の解消に対する財政支援を創設すること。	

番号	提 出 問 題	備 考
10	スマートメーター導入に対する財政支援の拡充について (岡山県支部) (理 由) 水道事業を取り巻く環境は、人口減少や節水意識の高まり等により水需要が減少傾向にあり、料金収入の減少や人材不足といった経営上の課題が顕在化している。加えて、検針業務や漏水調査、使用水量の管理など、従来型の業務手法は多くの人手と時間を要し、事業運営の効率化を阻害する要因となっている。 こうした中、スマートメーターは、遠隔自動検針による業務効率化、リアルタイムでの使用水量把握による漏水の早期発見、災害時における給水状況の迅速な把握など、水道事業の高度化に大きく寄与する技術である。 しかしながら、その導入に当たっては、機器本体の購入やシステム構築など多額の費用が必要となり、財政を圧迫することとなる。 水道事業の持続可能性を確保し、将来にわたり安定したサービスを提供していくためには、スマートメーターの導入を円滑に推進できる環境整備が不可欠である。 よって、次の事項を国に対して強く要望する。 (1) 上下水道 DX 推進事業において、補助対象を拡充するとともに、補助率を引き上げること。	

番号	提 出 問 題	備 考
11	二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金の活用促進について (山口県支部) (理 由) 水道事業においては、エネルギー価格の高騰が続く中、省エネルギー化による動力費削減や脱炭素化の推進が重要な課題となっている。このため、脱炭素化及び省エネルギー化を進める取組の一環として、環境省の二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金のうち、水インフラにおける脱炭素化推進事業を活用して省エネ設備の導入を進めている事業体もある。 しかしながら、当該補助金は、公募要領の公表が6～7月、交付決定が9～10月となる上、工事契約は交付決定後でなければ締結できず、さらに当該年度事業の実施期間（完了報告）が2月末日までとされていることから、極めて短期間で事業を実施する必要がある。 また、複数年事業での申請も可能だが、初年度の事業実施期間である2月末日まででは機器製作程度となり出来高が上がらないことや、事業実施期間である2月末日以降は、工事を一時中断する必要がある、工事再開が翌年度5月頃となることから、工程に大きく影響を与えるだけでなく、工事受注者にも大きな負担となっている。 よって、より活用しやすい制度となるよう、次の事項を国に対して強く要望する。 (1) 二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金について、公募から交付までのスケジュールを見直し、事業体にとって活用しやすいものとする。	

番号	提 出 問 題	備 考
12	水道管路の点検に対する財政支援等について (愛媛県支部) (理 由) 水道施設のうち水道管路は、水道水を安定的に届けるためには欠かすことのできない施設であるが、その延長は必然的に膨大なものとなり、それを健全な状態に保つことができなければ、道路交通を危険にさらすだけでなく、社会経済活動へ大きな影響を与えてしまう。 各事業体は、適切な時期に老朽管路の更新を行っていくことが求められるが、高度経済成長期に急速に拡大した水道管路が今後耐用年数を超えていくため、管路の更新が追い付いていかないのが実情となっている。 こうした中、道路法施行規則が改正され、令和8年4月1日から、道路管理者が占用物件の安全性や維持管理の状況について確認できるよう、道路占有者は、占用物件の区分ごとに定める時期に、道路管理者に対して占用物件の安全性を確認した旨を報告することとされた。 各事業体において、道路占有者として報告義務が課せられているが、その履行には技術的にも経済的にも課題を抱えている状況である。 よって、次の事項を国に対して強く要望する。 (1) 水道管路の点検に対する財政支援を創設すること。 (2) 水道管路の健全性を確認する確実で経済的な手法を確立すること。	

番号	提 出 問 題	備 考
13	地下水利用等による専用水道に係る法整備及び対応について (島根県支部) (理 由) 近年、水使用の合理化・経済性の観点から、一部の民間企業等が、地下水等の膜処理水と水道事業者が供給する水道水とを混合して給水する、あるいは、水道水を地下水のバックアップ用として使用する専用水道を設置するケースが急速に拡大している。 このような専用水道への移行は、地下水等の膜処理水と水道水の混合給水における水質管理の実態が不明瞭であること、また、使用時に停滞水が専用水道に混入する危険性があること等、衛生上の観点からも看過できない状況にある。 こうした地下水等の利用拡大が地盤沈下など、環境に与える影響も懸念されるところであり、併せて、地下水が一部の民間企業や特定需要者の利益のために利用されることは、住民の共有財産である地下水の利用の観点から公平性を欠くものである。 また、地下水の水質監視等に要する費用が地域自治体等の公費で賄われていることから、これらの費用の一部について地下水利用者に負担させることや、適切な公的管理を行っていくことも必要であると考ええる。 さらに、地下水利用専用水道の導入によって、水道の使用量が非常に少なくなった場合には、水道施設に係る固定費の多くが未回収となり、その減収分が他の水道使用者に転嫁される懸念がある。 よって、次の事項を国に対して強く要望する。 (1) 地下水利用の実態を正確に把握し、水質管理の徹底も含め、立入検査など適切かつ迅速な行政指導を行うことができる指針等について明示すること。 (2) 地下水保全も含めた健全な水環境、水道水質の安全性の確保、地下水の公共利用のあり方の観点から、水道事業の給水区域内における新規専用水道の設置規制等を含む新たな揚水規制について法整備を図ること。 (3) 専用水道の設置者及びその利用者に対し一定の負担を求めることができる仕組みの創設等、地下水利用に係る新たな施策を検討すること。	

番号	提 出 問 題	備 考
14	塗膜に含まれる低濃度ポリ塩化ビフェニル（ＰＣＢ）廃棄物の処理等について （島根県支部） （理 由） 塗膜に含まれる低濃度ＰＣＢ廃棄物については、環境省の「ポリ塩化ビフェニル含有塗膜調査実施要領（第４版）」に基づき調査を実施しているが、塗料の製造年及び種類のみでＰＣＢ含有の有無を判断していることから、今後、低濃度ＰＣＢが検出される施設が特別措置法により政令で定める期間（令和９年３月３１日）以降にも発見される可能性がある。 また、塗膜調査を実施した施設より低濃度ＰＣＢが検出された場合、塗膜除去を確実かつ適正に行う必要があり、処理費用も高額となることから財政支援が必要である。 よって、次の事項を国に対して強く要望する。 (1) 塗膜に含まれる低濃度ＰＣＢ廃棄物については、その処分期限を延長すること。 (2) 塗膜に含まれる低濃度ＰＣＢ廃棄物の処理が効率的かつ合理的に進むよう、処理対象塗料（膜）の明確化及び処理体制の充実・多様化を図るとともに、塗膜除去に係る工事費、ＰＣＢ含有濃度に係る調査及び処理費用に対する財政措置を講ずること。	

番号	提 出 問 題	備 考
15	管路施設の耐用年数の見直しについて (島根県支部) (理 由) 高度成長期に布設した管路施設の多くは老朽化が進み、本格的な更新時期を迎えている。更新に伴い布設する管路施設については、これまでの大規模地震の教訓を踏まえ、耐震性・耐久性に優れた管種を採用することとしている。これらの管路施設は、近年の技術進歩により耐久性は大きく向上し、寿命を100年とする製品も開発されている。 しかしながら、現行の地方公営企業法施行規則では、配水管の耐用年数は一律40年と規定されていることから、実態に沿わないものとなっている。 一方、公共事業の施行に伴い、支障となる管路施設に対する補償費の算定に当たり建設費から控除される減耗分を算出する際に用いる耐用年数は、公共事業の施行に伴う公共補償基準要綱（昭和42年2月21日閣議決定）及び公共補償基準要綱の運用申し合せ（昭和42年用地対策連絡会、最近改正平成30年3月22日）において、標準耐用年数として管種ごとに50年から80年と定められており（管路施設の標準耐用年数表）、概ね実態に即したものである。 耐用年数は、水道事業の費用構成の中で大きな割合を占める減価償却費に関係し、水道料金の算定にも大きな影響を及ぼすものである。 よって、次の事項を国に対して強く要望する。 (1) 管路施設の耐用年数について、公共事業の施行に伴う公共補償基準要綱（昭和42年2月21日閣議決定）及び公共補償基準要綱の運用申し合せ（昭和42年用地対策連絡会、最近改正平成30年3月22日）に定める標準耐用年数を準用するなどにより、実態に沿うものとなるよう早急に見直すこと。	

番号	提 出 問 題	備 考
16	管路更新に伴う残置管の取扱いについて (鳥取県支部) (理 由) 近年、全国的に水道管の漏水事故が相次いでおり、老朽化対策が急務である。しかしながら、埋設された水道管は状態監視保全が困難であることから、予防保全（時間計画保全）による計画的な更新が老朽化対策の基本となる。特に「铸铁管」は全ての現有管が法定耐用年数を超過していることから、最優先で更新すべき対象の管のひとつとなっており、第1次国土強靱化実施中期計画においても、当該計画期間に実施すべき施策に位置付けられているところである。 こうした中、道路法において、管路等を更新した際に不要となった占用物の取扱いが強化され、工期の長期化に伴う受注者の施工体制にも影響が及ぶと想定されるとともに、既設管の撤去に要する費用も重い負担となっている。 よって、次の事項を国に対して強く要望する。 (1) 国土強靱化基本計画に位置付けられた「水道施設の耐震化の推進」に基づく管路の更新によって発生する残置管の取扱いについては、原状回復が不適当な場合として、道路法上明確に位置付けること。	

番号	提 出 問 題	備 考
17	中東情勢の影響を踏まえた資機材等の調達に対する支援等について (島根県支部) (理 由) 中東情勢の悪化に伴い、原油・ナフサ及び石油化学基礎原料を取り巻く供給環境は、厳しい状況となることが懸念される。 このことから、水道の供給に当たって欠かせないポリエチレン管、塩化ビニル製品を始めとする一部の水道用資機材やポリスリーブ、水道用塗料などの副資材の原材料確保が困難となっており、先行き不透明な状況によって、入札不調や価格高騰などの影響が出ている。 水道用資機材等の安定的な調達が困難な状況になると、各事業体において、日常の維持管理業務や老朽化対策をはじめとする事業運営に支障が生じ、ひいては水道の供給の停滞につながることも懸念される。 また、交付金事業についても、資機材の調達遅延による工期延長や工事価格の増額などの影響が懸念される。 よって、水道水の安定供給持続のため、次の事項を国に対して強く要望する。 (1) 水道用資機材等の安定供給を図るため、関係業界に対し、生命・日常生活に直結する水道に、必要な資材等が優先的に提供されるよう働きかけを行うなど、必要な措置を講じること。 (2) 資機材供給の実態把握を行うとともに、工事遅延などの交付金事業への影響に対して、柔軟かつ弾力的な運用を行うこと。	

